（会費規則７条２項関係）

日本貸金業協会　御　中

既納入会費返還申請書（法人協会員用）

私は、以下事由により協会員の資格を喪失しましたので、協会員資格を喪失した月の翌月分以降の既納入済みの会費について、返還を申請いたします。

申請日　平成　　年　　月　　日

返還事由	平成　　年　　月　　日	１　退会承認　２　不更新 ３　廃業（合併、事業譲渡、会社分割、その他の理由） ※１～３のいずれかに○印をつけて下さい。 ※廃業については、括弧内の理由にも○印をつけて下さい。 ※合併・事業譲渡・会社分割について証する書面（契約書写し等）を添付して下さい。
協会員番号	第　　号	
申請者の商号		
代表者	実印	登記事項証明書 印鑑証明書　原本添付

【確認事項】当社は、申請者本人であることを証するために登記事項証明書及び印鑑証明書を添付し申請いたしますので、下記指定の法人名義口座に送金ください。
なお、本入金により、貴協会は、当社に対して、他に債務がないことを確認いたします。

登録番号		財務局（支）局長 知　事	（　）　第　　号
住所	〒　　－		
電話番号	－　　－		
指定口座	金融機関名		本支店名
	口座種別	１．普通　２．当座	
	口座番号		※右詰めにてご記入下さい
	フリガナ		
	口座名義		
注意事項	① 本申請手続は、会費規則第７条第４項及び第８条第１項及び第２項により、退会承認等の事由が生じた日の翌日を起算日として３か月以内に協会本部に申請書原本が届くよう協会員ご本人が申請して下さい。左の期間経過後は会費の返還申請ができません。 ② 口座名義は、協会に届けられた最新の協会員の商号と同じ名義でないとお支払いできません。 ③ 名義人の権利について、相続その他の事由により承継があった場合、権利の承継を証する資料の提出が必要になります。詳細は、協会業務企画部会員加入促進登録課にお問い合わせ下さい。 ④ なお、返還手続は、口座振込の方法のみにて行わせて戴きますので、ご了承下さい。		

【協会記入欄】（受付日　平成　　年　　月　　日）

会費返還該当月	平成　　年　　月分　～　平成　　年　　月分					
返還金額	金　　円					
総務部				業務企画部		
振込確認	決裁者	確認者	受付担当	決裁者	確認者	受付担当

「会費規則」に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、会費規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、並びに規則を実施するため、必要な規定を定める。

（資本金割会費）

第２条　資本金割会費は、協会員の資本金に基づき次表の区分に従い月額会費を定める。

区分	資本金	月額会費
1	100億円以上	560,000円
2	50億円以上	350,000円
3	10億円以上	210,000円
4	５億円以上	140,000円
5	１億円以上	70,000円
6	5,000万円以上	21,000円
7	2,000万円以上	7,000円
8	2,000万円未満	2,000円
9	個人	2,000円

（残高割会費）

第３条　残高割会費の貸付金残高は、無担保貸付けの残高と有担保貸付けの残高とに分ける。

２　貸付金残高には流動化債権を含めるものとする。

３　有担保貸付けの残高には、100分の50を乗じ、これを無担保貸付けの残高と合算する。ただし、貸金業法施行令第１条の２に規定される貸金業の範囲から除外される貸付けの残高については、当該合算した金額から除する。

４　前項において合算した金額が６億円を超える場合は、当該金額に10万分の９を乗じて12で除し、月額（100円未満切捨て）を定め、これを基準とする。

５　第３項において合算した金額が６億円以下の場合は、一律月額4,000円とする。

（店舗数割会費）

第４条　店舗数割会費の会費算定基準となる店舗は、貸金業法（昭和58年５月13日法律第32号）（以下「法」という。）第４条第１項第５号の規定に基づき営業所又は事務所として登録してある店舗であって、有人、無人で区別するものとする。

２　前項に規定する無人の店舗は、次に掲げるものとする。

⑴　自社が設置した自動契約受付機

⑵　自社が設置した簡易型ローン申込機

３　有人店舗の会費は１店舗あたり4,000円、無人店舗の会費は１店舗あたり3,000円とし、それぞれの店舗数を乗じ算出した金額の合算を月額会費とする。

（店舗除外）

第５条　前条で定めた店舗定義のうち、有人店舗の同一敷地内又は隣接地に設置された自動契約受付機、簡易型ローン申込機、現金自動支払機（ＣＤ）、現金自動受払機（ＡＴＭ）及び貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）第１条の５第４項に規定する代理店として登録してある店舗は含まないものとする。